厚生委員会資料

令和４年12月23日

健康推進部国保医療年金課

**新型コロナウイルス感染症に感染した**

**被保険者等に係る傷病手当金の延長について**

　　新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の感染拡大防止のため緊急実施した国民健康保険・後期高齢者医療制度の傷病手当金の支給対象期間を延長したので報告する。

**１　支給対象期間**

令和２年１月１日から令和４年１２月３１日までの対象期間を、令和５年３月３１日まで延長する

**２　対象者**

被用者のうち、感染症に感染した者、または感染が疑われる者

**３　支給要件**

労務に服することができなくなった日から起算して３日を経過した日から労務に服することができない期間、給与の支払いが無いあるいは減額された場合

（入院が継続する場合等は健康保険と同様、最長１年６月まで）

※申請の時効は2年間

（労務に服することができなくなった日から起算して３日を経過した日から２年間）

**４　支給額**

直近の継続した３月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×２/３×日数

**５　支給状況（令和４年１２月１日現在）**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 年度別 | 申請件数 | 支給件数 | 支給額 |
| 国民健康保険 | 令和３年度 | ６３ | ６３ | 3,113,360円 |
| 令和４年度 | １３８ | １３３ | 4,642,104円 |
| 後期高齢者医療制度 | 令和３年度 | ０ | ０ | 0円 |
| 令和４年度 | ４ | ４ | 46,852円 |

**６　周知について**

　区広報紙（１月１１日号）、区ホームページ、広域連合ホームページ（後期分のみ）

品川区国民健康保険条例の一部を改正する条例付則に規定する規則で定める日を定める規則新旧対照表

| 新 | 旧 |
| --- | --- |
| 品川区国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和２年品川区条例第15号）付則に規定する規則で定める日は、令和５年３月３１日とする。 | 品川区国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和２年品川区条例第15号）付則に規定する規則で定める日は、令和４年１２月３１日とする。 |
|  |  |
| 付　則 |  |
| この規則は、公布の日から施行する。 |  |